

資料③

南丹市公の施設の設置及び管理に関する条例（※人権政策課関係施設を抜粋）

平成18年1月1日

条例第21号

（設置）

第1条 南丹市公の施設を次のとおり設置する。

区分	名 称	所在地
集会施設等	南丹市園部北部コミュニティセンター	南丹市園部町木崎町下ヲサ49番地
	南丹市園部南部コミュニティセンター	南丹市園部町城南町クゴ3番地
	南丹市園部木崎町児童老人会館	南丹市園部町木崎町大川端27番地7
	南丹市園部城南町児童老人会館	南丹市園部町城南町クゴ3番地
	南丹市園部仁江文化センター	南丹市園部町仁江木畠47番地1
	南丹市園部半田文化センター	南丹市園部町半田尾長12番地4
	南丹市園部埴生文化センター	南丹市園部町埴生小山44番地1
	南丹市園部小山西町老人会館	南丹市園部町小山西町大垣内37番地4 外
	南丹市美山福泉館	南丹市美山町和泉堂ヶ迫3番地1
保健福祉施設等	南丹市八木老人いこいの家	南丹市八木町北屋賀国府26番地
	南丹市八木東部文化センター	南丹市八木町北屋賀焼石8番地1
	南丹市日吉興風交流センター	南丹市日吉町田原渕谷口25番地
児童福祉施設	南丹市八木東部児童館	南丹市八木町北屋賀焼石8番地1
	南丹市日吉興風児童館	南丹市日吉町田原渕谷口25番地